

## ○太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則

	平成29年 3 月 31 日	規則第26号
改正	平成29年 8 月 8 日	規則第35号
	平成30年 3 月 16 日	規則第 6 号
	平成30年10月29日	規則第53号
	平成31年 1 月 29 日	規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の届出)

第2条 条例第7条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、事業計画届出書（様式第1号）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項の事業計画届出書の提出は、当該届出に係る事業区域の所在地を管轄する市町長を経由しなければならない。この場合において、当該事業計画届出書を受理した市町長は、当該届出に関する意見を付して、知事に進達するものとする。

3 第1項に規定する事業計画届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

(近隣説明実施記録の様式)

第3条 条例第7条第1項、第3項及び第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する近隣説明実施記録の様式は、様式第2号によるものとする。

(事業計画に定める事項)

第3条の2 条例第7条第2項第6号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画に係る太陽光発電施設等の区分

(2) 条例第7条第1項第1号に掲げる太陽光発電施設等（以下「太陽光発電施設」という。）及び同項第2号に掲げる太陽光発電施設等（以下「風力発電施設」という。）にあつては、その出力

(事業計画の変更の届出)

第4条 条例第7条第3項又は第4項（条例第10条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、変更後の事業計画届出書（様式第3号）を知事に提出して行わなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

(届出を要しない軽微な変更)

第5条 条例第7条第3項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第7条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る設置工事の着手予定日を当該着手予定日とされた日前の日にする変更以外の変更

(2) 条例第7条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

ア 太陽光発電施設等に係る工作物（以下「工作物」という。）の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更（当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を

伴わない場合に限る。)

イ 事業区域内の森林又は緑地（以下「森林等」という。）の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更（当該森林等の面積の変更に係る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に限る。）

ウ 太陽光発電施設について工作物の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更（当該工作物について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限る。）

エ 工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽光発電施設にあつては太陽電池モジュールに係るものを、風力発電施設にあつては風車に係るものを除く。）の材料又は構造の変更

オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更（変更の届出をすべき事項）

第5条の2 条例第7条第3項第2号（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める事項は、第3条の2各号に掲げる事項とする。

（近隣関係者）

第6条 条例第8条第1項（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事があらかじめ市町長の意見を聴いて別に定める者

（工事完了の届出）

第7条 条例第9条（条例第10条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、工事完了届出書（様式第4号）を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する工事完了届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

（増設等の行為）

第8条 太陽光発電施設に係る条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるもの（これらの行為に係る工事の完了後において、その事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるものに限る。）とする。

(1) 工作物の増設で、当該増設後の工作物の水平投影面積が増設前の水平投影面積の1.2倍以上となるもの

(2) 工作物の移転、修理又は改造（以下「移転等」という。）で、当該移転等に係る工作物の部分の水平投影面積が当該工作物の水平投影面積の2分の1以上であるもの

(3) 事業区域の面積を変更する行為であつて、次に掲げるもの

ア 当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の1以上であるもの

イ 当該行為により増加する事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの

ウ 事業区域の面積が5,000平方メートル未満の太陽光発電施設等について、当該行為により事業区域の面積が5,000平方メートル以上となるもの

2 風力発電施設に係る条例第10条第1項に規定する規則で定める行為は、工作物の増設で、次に掲げる

ものとする。

- (1) 当該増設により増加する風力発電施設の出力が1,500キロワット以上であるもの
- (2) 出力が1,500キロワット未満の風力発電施設について、当該増設により出力が1,500キロワット以上となるもの

3 条例第7条第1項第2号に規定する特別地域に設置する風力発電施設に係る前項の規定の適用については、同項中「1,500キロワット」とあるのは、「500キロワット」とする。

(設置者の氏名等の変更届)

第9条 条例第10条第2項の規定による届出は、設置者の氏名等の変更届出書(様式第5号)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する設置者の氏名等の変更届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、廃止届出書(様式第6号)を知事に提出して行わなければならない。

2 前項に規定する廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(国等の特例を適用する法人)

第11条 条例第15条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 地方住宅供給公社(都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。)
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人空港周辺整備機構
- (5) 土地開発公社(都道府県及び地方自治法第252条の19に規定する指定都市が設立したものに限る。)
- (6) 日本下水道事業団

(国等における太陽光発電施設等の設置等に係る通知)

第12条 条例第15条第1項の規定による通知は、第2条、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の例により行うものとする。

(事業計画の届出等に係る事業区域の規模の下限の特例等)

第13条 次の表の左欄に掲げる区域(以下「特例区域」という。)については、太陽光発電施設にあっては、事業区域に係る条例第16条に規定する規模の下限を同表の右欄に掲げる面積とする。

区域	面積
たつの市、小野市、朝来市及び多可郡多可町の区域並びに三田市の区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域(以下「市街化調整区域」という。)を除く。)	1,000平方メートル

2 事業区域の全部又は一部が特例区域内にある場合における条例第7条第1項(条例第10条第1項において準用する場合及び条例第15条第1項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、条例第7条第1項第1号中「事業区域の面積が5,000平方メートル以上」と

あるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1 事業区域の全部が特例区域内にある場合	事業区域の面積が1,000平方メートル以上
2 事業区域の一部が特例区域内にある場合	規則で定める規模

- 3 前項の表2の項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が5,000平方メートル以上又は事業区域のうち特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル以上とする。
- 4 事業区域の全部又は一部が特例区域内にある場合における第8条第1項の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

1 事業区域の全部が特例区域内にある場合	第8条第1項	5,000平方メートル	1,000平方メートル
2 事業区域の一部が特例区域内にある場合	第8条第1項（第3号イを除く。）	5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上又は事業区域のうち第13条第1項の特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル以上
	第8条第1項第3号イ	5,000平方メートル以上	5,000平方メートル以上又は当該行為により第13条第1項の特例区域内において増加する事業区域の面積が1,000平方メートル以上
	第8条第1項第3号ウ	5,000平方メートル未満	5,000平方メートル未満で、事業区域のうち第13条第1項の特例区域内にある部分の面積が1,000平方メートル未満

(適用除外)

第14条 条例第17条の規定により、次に掲げる市町の区域に設置する太陽光発電施設については、条例第7条から第16条まで、第19条及び第20条の規定は、適用しない。

- (1) 神戸市の区域
- (2) 三田市の区域（市街化調整区域に限る。）

(書類の提出部数)

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定並びに附則第4項中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）本則の表60の項の次に同表60の2の項を加える改正規定（次項及び附則第3項の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務に係る部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 第12条の規定は、条例附則第5項の規定による届出及び条例附則第6項の規定による通知について準用する。

3 条例附則第7項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項後段（条例第10条第1項において準用する場合及び条例附則第5項においてその例による場合を含む。）の規定による近隣説明実施記録の届出は、様式第2号の近隣説明実施記録を知事に提出して行わなければならない。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

4 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表60の項の次に次のように加える。

60の2 条例本則の表83 の2の部に規定する規則で定める事務	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務
------------------------------------	--

附 則（平成29年8月8日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則第13条の規定は、平成29年12月1日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事については、適用しない。

附 則（平成30年3月16日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則第13条の規定は、平成30年7月1日前に着手する太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第7条第1項に規定する設置工事又は同条例第10条第1項に規定する増設等工事であって、同条例第2条第2号に規定する事業区域の全部又は一部が小野市の区域にある同条第1号に規定する太陽光発電施設等に係るものについては、適用しない。

附 則（平成30年10月29日規則第53号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月29日から施行する。

附 則（平成31年1月29日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定（第14条第1号に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 神戸市の区域における改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（以下

「改正後の規則」という。)第14条の規定(太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第10条第2項及び第11条の規定に係る部分を除く。)は、同市の区域において平成31年10月1日以後に設置工事(同条例第7条第1項に規定する設置工事をいう。以下同じ。)又は増設等工事(同条例第10条第1項に規定する増設等工事をいう。以下同じ。)に着手する太陽光発電施設について、適用する。

3 三田市の区域に係る改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定は、同市の区域において平成31年4月1日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設について、適用する。

別表第1 (第2条関係)

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 設計説明書		(1) 設置者等の概要 (2) 事業区域等の概要 (3) 工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他知事が必要と認める事項に関する設計の概要
2 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
3 区域図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 府県界及び市町界 (5) 市町の区域内の町又は字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称
4 求積図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 太陽光発電施設にあっては、工作物の水平投影面積の

		<p>求積に必要な寸法及び算式</p> <p>(5) 太陽光発電施設にあつては、湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式</p>
5 現況図	1/2,500以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 地形及び土地利用の状況</p> <p>(4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種</p> <p>(5) 現況植生の状況</p> <p>(6) 現況写真との照合符号及び撮影方向</p>
6 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
7 配置図	1/1,000以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 道路及び目標となる地物</p> <p>(4) 工作物の位置、形状及び寸法</p> <p>(5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積</p> <p>(6) 事業区域内の植栽計画</p> <p>(7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状</p>
8 平面図	1/500以上	工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
9 立面図	1/500以上	工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩
10 断面図	1/500以上	<p>(1) 工作物の形状及び高さ</p> <p>(2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配</p> <p>(3) 太陽光発電施設にあつては、太陽電池モジュールの傾斜角度</p>
11 完成予想カラー図		
12 影響予測図		太陽光発電施設にあつては太陽電池モジュールの反射光による、風力発電施設にあつては知事が別に定める事項による周囲への影響予測範囲
13 造成計画平面図	1/1,000以上	<p>(1) 方位</p> <p>(2) 事業区域の境界</p> <p>(3) 切土又は盛土（以下「切土等」という。）を行う土地の位置及び形状</p> <p>(4) 切土等を行った後の地盤面の計画高</p> <p>(5) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(6) 法面の保護の方法</p> <p>(7) 縦横断線の位置</p>
14 造成計画縦横断面図	1/1,000以上	<p>(1) 事業区域の境界</p> <p>(2) 切土等を行う前後の地盤面</p> <p>(3) 崖又は擁壁の位置</p> <p>(4) 法面の保護の方法</p>

15 排水施設計画 平面図	1/500以上	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法 <sup>の内</sup> 寸法、勾配、水の流 <sup>の</sup> れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
16 崖の断面図	1/50以上	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法
17 擁壁の断面図	1/50以上	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法 <sup>の内</sup> 寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法
18 工作物の構造 図	1/50以上	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法
19 管理方法説明 書		(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) その他知事が必要と認める事項に関する概要
20 廃止後の措置 を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
21 その他知事が 必要と認める図 書		他法令に関する許可等の写し等

別表第2（第7条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真
2 その他知事が必要 と認める図書	他法令に関する許可等の写し等

別表第3（第9条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 変更内容の分かる 図書	(1) 管理者等の変更の内容 (2) 管理の方法等の変更の内容 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の変更の内容 (4) その他知事が必要と認める事項に関する変更の内容
2 その他知事が必要 と認める図書	



別表第4（第10条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 廃止前の現況写真		廃止前の太陽光発電施設等の現況が分かるカラー写真
2 廃止後の措置を示した平面図	1/1,000以上	廃止後において行う措置に関する計画
3 その他知事が必要と認める図書		

事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例<sup>{</sup>第7条第1項  
第10条第1項において準用する同条例第7条第1項<sup>}</sup>  
の規定により、次のとおり事業計画書を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電施設等の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電施設等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	
※受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

近隣説明実施記録

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 {第8条第1項  
第10条第1項において準用する同条例第8条第1項} の規定により、次のとおり近隣関係者に説明を行いました。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- 注意
- 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は地元自治会等の名称及びその者が第6条各号のいずれに該当するかを記入してください。
  - 2 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
  - 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
  - 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

変更後の事業計画届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

{
   
第7条第3項
   
第7条第4項
   
第10条第1項において準用する同条例第7条第3項
   
第10条第1項において準用する同条例第7条第4項
 }

の規定により、 年 月 日付けで届け出た事業計画について、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
管理者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業計画に係る太陽光発電施設等の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設又は風力発電施設の出力	キロワット
工事の設計	
太陽光発電施設等の管理の方法（廃止後において行う措置を含む。）	
その他必要な事項	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

- 注意 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事完了届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例<sup>〔第9条  
第10条第1項において準用する同条例第9条〕</sup>の規定により、年 月 日付けで届け出た事業計画に係る工事が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

設置者の氏名等の変更届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電施設等に係る設置者の氏名等の変更を届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号	
※ 備考		

- 注意 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。  
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

廃止届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

㊞

電話（ ） ー 番

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例第11条の規定により、次のとおり太陽光発電施設等を廃止するので届け出ます。

設置者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止後において行う措置	
※ 受理番号・年月日	年 月 日 第 号
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。